

納本のお願い

納本制度 Q & A

国、独立行政法人、国立大学法人等の出版物

納本制度とは？

「納本制度」は、国内で刊行されたすべての出版物を国立国会図書館に納入していただくために、国立国会図書館法(昭和 23 年法律第 5 号)の規定により創設された仕組みです。この法律では、出版物の発行者を次の 3 つに分け、それぞれについて納入を義務付けています。

- 1 国の諸機関、独立行政法人等の国の諸機関に準ずる法人（第 24 条）
- 2 地方公共団体の諸機関、地方三公社等の地方公共団体の諸機関に準ずる法人（第 24 条の 2）
- 3 その他の者（第 25 条）

このパンフレットは、**国の諸機関、独立行政法人及び国立大学法人等**（上記 1）の出版物の納入についてのお願いです。

* 法律の詳細については、当館ホームページで御覧いただくことができます。
(<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/deposit.html>)

誰が納める？



Q：「独立行政法人等」の範囲を教えてください。

A：国立国会図書館法第 24 条では、国の諸機関のほか、次の法人について、出版物の納入義務を規定しています。

- ① 独立行政法人
- ② 国立大学法人、大学共同利用機関法人
- ③ 特殊法人や認可法人のうち国の諸機関に準ずるものとして国立国会図書館法の別表第 1 に掲げるもの*

* 平成 19 年 7 月現在、③に該当する法人は、次のとおりです。

沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、総合研究開発機構、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本銀行、日本小型自動車振興会、日本自転車協会、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本船舶振興会、日本中央競馬会、日本郵政公社、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、預金保険機構

Q：納入の義務は誰にありますか？

A：出版物を発行した機関又は法人に納入の義務があります。

他者（民間出版者を含む）の名義で出版物が発行された場合でも

- ① ・国等の事務・事業を行う過程で作成された
・当該事務・事業に関する内容を含む
・著作・編集を国等が行っている
- ② ・出版物の作成・発行のための費用の大半を国等が負担している
・あるいは、発行後に国等が当該出版物の多くを購入する

以上の①及び②にあてはまるときは、**国等のために発行された出版物として、国等に納入義務が生じます。**（例：委託調査事業等の成果報告書等については、委託等を行った機関又は法人に納入の義務が生じます。）

何を納める？



Q：どのような出版物が納入の対象となりますか？

A：内容、形態、印刷手段、有償・無償等を問わず、**頒布の目的で相当程度の部数が作成された資料は、すべて納入の対象になります。**具体的には、図書、新聞、雑誌のほか、楽譜、地図、マイクロフィルム、点字資料、ビデオ、カセットテープ、音楽 CD、CD-ROM、DVD などです。

なお、機密扱いのもの、書式、ひな型、その他簡易なものは、納本の対象から除きます。具体的には、申込書、申請書、契約書、リーフレット・ちらし・広告等（1 枚のもの）、手帳、日記帳、カレンダー、個々の募集要項・案内、部内資料として作成された名簿（記載事項が、公務員の職及びその職務遂行の内容に限られるものを除く。）などです。また、委託調査報告書など、**国等のために作成された部内資料類は、公開に支障のない限り、機密扱いの資料には該当しませんので、納入義務の対象になります。**

納本するとどうなる？



Q：どうして出版物を納入しなければならないのですか？

A：国等が発行した出版物は、国会の国政審議にとって極めて重要な資料であり、**三権分立に基づいて民主的に国を運営するためには不可欠なものです。**

また、国等の出版物は国等の活動の所産であるので、その成果は国民に広く還元されるべきものです。このような考え方に基いて国の諸機関等に出版物の納入が義務付けられているのです。

Q：納入した出版物はどのように利用されるのですか？

A：国立国会図書館の東京本館、関西館、国際子ども図書館の三つの施設に適宜配置され、国会の用に供されるだけでなく、閲覧、複写、図書館間貸出し等によって国内外の多くの方々に利用されています。また、国際交換にも活用されています。

Q：国際交換とは何ですか？

A：国家間でそれぞれ自国の政府出版物を相互に交換する制度です。当館は、国家間における公の出版物及び政府の文書の交換に関する条約（昭和 59 年条約第 7 号）等に基づき、「国の交換機関」として、世界各国の国立図書館、国際機関等と出版物の交換を行っています。納入していただいた出版物は、入手しにくい諸外国の官公庁出版物や日本関係出版物等を収集するための原資として利用されます。また、我が国の事情を知るための貴重な情報源として、諸外国の中心的な図書館や研究機関で利用され、国際社会における日本理解を深めるために非常に重要な役割を果たしています。

Q：納本のメリットは何ですか？

A：当館は、納入していただいた資料の「目録」を作成し、「日本全国書誌」、NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）として、CD-ROM 及びインターネット等の様々な手段で公開しています。これにより、国内のみならず世界中から誰でも、**どの機関が・いつ・どのような資料を作成したかを知ることができ、必要に応じて当館で閲覧したり、図書館間貸出しで利用したりすることができます。**

また、当館では納本資料を恒久的に保存することを重要な責務としています。そのため、国の諸機関等がどのような出版物を刊行したかが永く記録され、国民に対する**説明責任を果たすこと**にもつながります。

以上のように、国の諸機関等の出版物が納入されることによって、情報を享受する側と情報を作成する側の双方に、重要なメリットが保証されます。

どのように納める？



Q：何部納本すればよいのですか？

A：納本の部数は、機関や法人の区分等に応じて下の表のとおり規定されています。
規定部数の納入が困難な場合には、収集書誌部国内資料課収集第二係までお問い合わせください。（連絡先はパンフレット末尾を御参照ください。）

国、独立行政法人及び国立大学法人等の出版物の納入部数一覧

国の諸機関	5～30部（詳細は次の一覧表＊）
独立行政法人	5部
国立大学法人及び大学共同利用機関法人	5部
特殊法人及び認可法人	5部

各納入部数が当該出版物の発行部数の1割を超えるときは、1割を上限とする。

（国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程（昭和24年国立国会図書館規程第3号））

＊（詳細）国の諸機関の出版物納入部数一覧

国の諸機関		次表1に掲げる出版物	一般資料	次表2に掲げる出版物
立法	国会及び国会に置かれる機関	30	15	5
行政	内閣、内閣に置かれる機関（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び警察庁（附属機関及び地方機関を除く。）	20	10	5
	国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する行政機関（以下「行政機関」という。）（施設等機関、特別の機関及び地方支分部局を除く。）及び最高検察庁	20	10	5
	内閣に置かれる機関及び行政機関の施設等機関並びに警察庁の附属機関	10	10	5
	内閣に置かれる機関及び行政機関の特別の機関（警察庁及び検察庁を除く。）	10	10	5
	内閣に置かれる機関及び行政機関の地方支分部局、警察庁の地方機関並びに最高検察庁以外の検察庁	5	5	5
	人事院	20	10	5
	会計検査院	20	10	5
	司法	最高裁判所	20	10
	最高裁判所以外の裁判所その他の司法機関	5	5	5

(表1) 基本的出版物	
1	年鑑、要覧及び職員録
2	業務報告（年報、主要な月報・時報類、業務に関する白書類及び編年史）
3	予算書及び決算書
4	統計書（年報及び主要な月報・時報類）
5	官報（国会の会議録を含む。）並びに法令集、規則集及び判例集
6	法律解説書
7	目録・書誌類

(表2) 小冊子等	
1	小冊子（5頁以上48頁以下の非定期刊行出版物。ただし、表1に掲げる出版物に該当するものを除く。）
2	音楽・映像資料
3	地図・海図
4	啓蒙、指導だけを目的とするもの
5	翻訳又は外国事情の紹介に止まるもの
6	追録類で維持、保管等の取扱いに困難の多いもの
7	日刊又は週刊の資料

Q：納入方法を教えてください。

A：各府省庁及び最高裁判所には、国立国会図書館の支部図書館及びその分館があります。それらの支部図書館、分館が窓口となって資料の収集を行っています。出版物を発行した場合には、行政・司法各支部図書館等の窓口経由で納入してください。各支部図書館に集められた資料は、当館の担当係が毎週自動車で各館を巡回し、受け取っています。その他の法人の出版物については、特に送付方法を問いませんが、発行後できるだけ速やかに下記の住所へ送付してください。

Q：納入のあて先はどこですか？

A：国立国会図書館における官庁出版物の納本担当窓口は、東京本館にある収集書誌部国内資料課収集第二係です。納本資料は、関西館・国際子ども図書館・国会分館等へ、当係から適宜配付しますので、各館へは直接送付しないでください。

納本制度の趣旨を御理解の上、一層の御協力をお願いいたします。

（納本に関する問い合わせ先）

国立国会図書館 収集書誌部 国内資料課 収集第二係

電話：03-3506-3350（直通） FAX：03-3592-0783

メールアドレス：s-kantyo@ndl.go.jp